

「電気機関車展示施設整備事業」における
電気機関車 ED76 展示施設整備業務
公募型プロポーザル応募要領

令和6年5月
小樽市総合博物館

目 次

1	業務名	1
2	業務の目的	1
3	業務委託の概要	1
4	日程及び期限	2
5	参加資格	2
6	企画提案書等の提出	2
7	業務仕様書・様式等の交付方法	3
8	業務仕様書等に関する質問の受付及び回答	3
9	選定方法等	4
10	契約手続等	5
11	その他留意事項	5
12	提出先・問合せ先	5
13	評価基準表	6
14	各種様式	7

「電気機関車展示施設整備事業」における電気機関車 ED76 展示施設整備業務の内容及び該当業務に係る公募型プロポーザル方式の要件、手続、審査等の内容については、次のとおりとする。

1 業務名

「電気機関車展示施設整備事業」における電気機関車ED76展示施設整備業務

2 業務の目的

小樽市総合博物館に展示保存している電気機関車 ED76形509号に有害物質が残留していることが判明しその除去のために解体処理が行われたが本歴史的遺産を後世に伝えるべく一部(前頭部等)の車体を残し、その保存展示施設を整備することを目的とする。

3 業務委託の概要

(1) 業務内容

電気機関車 ED76形509号の前頭部を適切な場所に展示するための補修と移動、そして保存のための環境(上屋の設置など)を整備する。

※詳細は別紙「電気機関車展示施設整備事業」における ED76 展示施設整備業務仕様書のとおり

(2) 契約(履行)期間

契約締結日から令和6年10月31日(木)まで

(3) 支出予定委託料

20,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とする。

(4) 支払方法

受託業者は、業務完了後に提出する報告書等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託業者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

(5) 契約保証金

上記(3)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則(平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。)第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
プロポーザル公告	令和6年 5月 8日 (水)
業務仕様書等の交付	令和6年 5月 8日 (水)～令和6年 5月17日 (金)
質問の受付	令和6年 5月15日 (水) 午後5時20分まで
質問の回答	随時 (最終回答 令和6年 5月17日 (金) までに回答)
企画提案書等の提出期限	令和6年 5月22日 (水) 午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和6年 5月31日 (金) 午後
審査結果の通知	令和6年 6月 5日 (水)
委託契約の締結	令和6年 6月下旬

5 参加資格

- (1) 小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録しており、「企画・調査等業務委託」の登録をしていること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
 - (3) 北海道内に本店又は支店を有している法人であること。
 - (4) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
 - (5) 小樽市税その他の公租に滞納がないこと。
 - (6) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）であること又は法人等の代表者若しくは役員が暴力団の構成員でないこと。
- ※（7）については、小樽市が企画提案参加申込書の提出を受けた法人等の状態について、必要に応じ関係機関に確認することがある。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案参加申込書（様式1）
 - ② 業務実施体制（様式2）

- ③ 業務実績調書 (様式3)
- ④ 企画提案書 (様式4)
- ⑤ 見積書 (任意様式)
- ⑥ 会社概要 (任意様式)
- ⑦ 登記簿謄本(登記事項全部証明書) (写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- ⑧ 決算報告書等(申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。)
- ⑨ 小樽市税に滞納がない証明(写し可、企画提案参加申込書提出前1か月以内に発行されたものに限る。)
- ⑩ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書(写し可。「その3、その3の3」のうち1種類、企画提案参加申込書提出前3か月以内に発行されたものに限る。)
- ⑪ 誓約書(様式6)

(2) 企画提案書等の記載事項

- ① 業務実施体制(様式2)は、業務を実施するための適切な体制を提示すること。
- ② 業務実績調書(様式3)は、過去の類似業務の実績について記載すること。
- ③ 企画提案書(様式4)には、「電気機関車展示施設整備事業」におけるED76展示施設整備業務仕様書を参照の上、別紙(任意様式)で下記の事項を提示すること。
 - ・設置場所について
 - ・保存環境について
 - ・車両展示について
 - ・解説パネルについて
 - ・移動について
 - ・廃棄物処理について
 - ・その他、提案者による独創的な内容について

(3) 提出部数

- ・正本は、上記(1)の①～⑪の構成で一式とし、1部提出すること。
- ・副本は、上記(1)の②～⑥の構成で一式とし、9部提出すること。
- ※④企画提案書表紙及び⑤見積書は、正本1部のみ押印し、副本9部は複写とする。

(4) 提出期限

令和6年5月22日(水)午後5時20分まで

(5) 提出方法

持参による。

(6) 注意事項

提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

7 業務仕様書・様式等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

＜ホームページアドレス＞： <https://www.city.otaru.lg.jp/>

8 業務仕様書等に関する質問の受付及び回答

業務仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けないこととする。

(1) 受付方法

質問書（様式5）を、Fax又は電子メールで小樽市総合博物館へ送信すること。また、送信後に、電話で着信を確認すること。（送信先及び確認連絡先は、「12 提出先・問合せ先」を参照）

(2) 回答方法

質問書への回答については、令和6年5月17日（金）までに行うものとする。

なお、質問者には Fax 又は電子メールで回答することとし、併せてその内容については、小樽市ホームページに掲載することとする。

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員及び学識経験者で構成する選考委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とししないものとする。

(3) ヒアリングの実施

説明時間は1事業者につき15分程度（内容説明10分程度、質疑応答5分程度）を予定、内容説明は書面や電子媒体により行うこととする

なお、詳細な日時、場所については後日通知する。

(4) 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「5 参加資格」を満たさなくなった場合

- ② 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽があった場合
 - ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - ⑤ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど審査の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ 提案者がヒアリングに出席しない場合
 - ⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合
- (6) 選定結果の通知
- 選定結果は、提案者全員に文書により通知する。
- なお、選定結果及び選考の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては応じないものとする。

1 0 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託業者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しないものとする。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定するものとする。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となるものとする。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。

(9) 参加申込書等を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。

(10) 審査結果に関する問合せには一切応じない。

12 提出先・問合せ先

小樽市総合博物館 担当：藤田・國松

〒047-0041 小樽市手宮1丁目3番6号

電話：(0134)33-2523

FAX：(0134)33-2678

電子メール：museum@city.otaru.lg.jp

評価基準表

業務の名称：「電気機関車展示施設整備事業」におけるED76展示施設整備業務

評価項目	
業務経歴等 (配点 10)	過去の同種又は類似業務の実績やノウハウを持っているか
実施体制 (配点 10)	業務を実施できる人材・体制が整っているか
提案内容 (配点 70)	設置場所について屋内外問わず博物館の雰囲気損なわないか
	保存環境について、自然環境による塩害や雪害対策などがなされているか
	車両展示について、外観は良好な状態に仕上げつつ、安全面が考慮されているか
	解説パネルについて、市から提供される文章を活かしたデザインになっているか
	車両移動について、移動中の破損など周囲に影響を及ぼさないようになっているか
	提案者による独創的な内容について、SNSなどが活用されているか
	業務スケジュールについて現実的かつ積極的なスケジュールとなっているか
価 格 (配点 10)	事業実施に係る費用対効果について、経費の削減に努めているか
評価の合計 100 点	

※合計 100 点満点中、50 点に満たない参加事業者については、契約の相手方候補者とししないものとする。(選考委員平均)

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

会社・法人等名称

代表者名

印

「電気機関車展示施設整備事業」における ED76 展示施設整備業務公募型プロポーザル応募要領（以下「応募要領」という。）に記載されている事項を承諾の上、下記の委託に係る企画提案に必要な書類を添えて参加申込みします。

また、応募要領に記載の参加資格要件を満たしていること及びこの申込書記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

○委託業務名 : 「電気機関車展示施設整備事業」における ED76 展示施設整備業務

【 連絡先 】

担当者名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

E-mail アドレス :

業務実施体制

1 総括責任者

総括責任者	職名	
	氏名	
本業務での 担当業務内容		
業務経歴等		

2 担当者

担当者	職名	
	氏名	
本業務での 担当業務内容		
業務経歴等		

※ 期間中を通して本業務に従事できる総括責任者、担当者を記入すること。

※ 業務実績調書は、担当者の人数に応じて複写し、別葉にて記入すること。

3 業務体制全体図 別紙のとおり（※任意様式で添付してください。）

業務実績調書

※ 過去5か年（令和元年度～令和5年度）に取り組んだ事業のうち、今回の事業内容と類似しているものがあれば、当業務に生かせるノウハウ等がわかる形で記載してください。

※ 資料添付可

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

提案者 住所

会社・法人等名称

代表者名

印

「電気機関車展示施設整備事業」における ED76 展示施設整備業務
 公募型プロポーザル応募要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。
 なお、提出書類のすべての記載事項に相違ないことを誓約します。

【提出書類】

- 企画提案書別紙【任意様式】
 業務工程表 【任意様式】

総括責任者

会社・法人等名称	
職名・氏名	
住 所	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

質 問 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

住所
会社・法人等名称
代表者名

「電気機関車展示施設整備事業」における ED76 展示施設整備業務に係る公募型プロポーザルについて、下表各項目のとおり質問します。

質問事項	頁	質 問 内 容

※質問事項の例 … 仕様書、企画提案書、業務実施体制など

※A4用紙（片面）とし、必要に応じて複写して使用すること。

※質問内容は簡潔に記載すること。

【担当者連絡先】

所属
役職氏名
電話番号
電子メール

誓約書

小樽市長 迫 俊哉 様

私は、小樽市が実施する「電気機関車展示施設整備事業」におけるED76展示施設整備業務」の公募型プロポーザルの申込みに当り、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、プロポーザルへの参加資格又は最適な提案者としての資格を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、小樽市が他の官庁署に照会を行うことについて承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印